

信託法部会の調査審議の現状

信託法部会の調査審議の現状

審議等の経過

平成16年9月 法務大臣による諮問第70号

公益信託制度も含め、「信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

平成16年10月 法制審議会信託法部会における調査審議開始(平成18年1月まで合計30回開催)

平成18年2月 法制審議会第148回総会において「信託法改正要綱」を決定

当時、公益信託と社会的に同様な機能を営む公益法人制度の全面的な見直しが行われていたことから、「信託法改正要綱」は、私益信託に関する制度の部分について決定された。

信託法部会は、公益信託制度について将来調査審議を行うために、休会の取扱いがされた。

平成18年12月 新信託法制定

公益信託については実質的な改正は行われず、旧信託法の法律名のみ「公益信託ニ関スル法律」に改正

衆・参両院の附帯決議において、公益信託制度については、「公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。

現在までの状況

平成25年11月

旧民法法人から公益社団・財団法人への移行期間満了

平成27年4月～12月

公益信託法改正研究会(研究者、実務家のほか、法務省等の関係省庁が参加)において公益信託制度の見直しに向けた論点の整理

平成28年6月～

信託法部会において、公益信託制度に関する調査審議を再開

信託法部会再開後の主な検討課題の例

- **主務官庁による公益信託の許可・監督制度の廃止**
公益法人制度と同様に、公益信託についても主務官庁による許可・監督制度を廃止し、統一的な行政機関による公益認定制度を採用するか、それとも別の認定・監督制度を構築するか。
- **公益信託の信託事務、信託財産の範囲**
現在の公益信託の信託事務は、奨学金等の給付を行う助成事務に事実上制限され、信託財産も金銭に事実上制限されているが、これらの事実上の制限が緩和される制度を構想するか否か。等